

第2部 今後の環境政策の方向性

生物多様性の恵みを受け続けられる、  
自然と共生する豊かな社会の実現

# 生物多様性の恵みを受け続けられる、 自然と共生する豊かな社会の実現

「生物多様性」とは、様々な自然があり、そこに特有の「個性」を持つ生きものがいて、それぞれの命が「つながり」あっていることをいう。生物多様性は、地球上の人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものである。食料や水などの供給、気候の調整や水質の浄化、心の安らぎや芸術・文化、光合成による酸素の生成など、我々の生活に欠かせない多様な恵みを与えてくれている。

しかし、人間活動や気候変動などの様々な要因により、世界中で生物多様性の劣化が進んでおり、生物多様性は、気候変動と並ぶ地球規模の深刻な環境問題として、対策の必要性が急速に高まっている。生物多様性の保全・回復は、植物による二酸化炭素の吸収や、雨水浸透による大雨被害の軽減など、気候変動の緩和・適応にも貢献し、人々の良質な生活に大きく関係している。

我々が将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会を実現するため、生物多様性を回復軌道に乗せていく。

## 現状

### 生物多様性の恵み（4つの生態系サービス）

我々の暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられている。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれており、次の4つに分類されている。

#### 供給サービス

食料、木材、水など、日々の暮らしに必要な資源を供給する機能。大都市東京は、食料、木材などを都外（国内外）の恵みにも依存している。

#### 調整サービス

二酸化炭素の吸収や大雨被害の軽減、水質の浄化等、人が健康で安全に生活する環境をもたらす機能。近年、こうした自然環境に備わる多様な機能を活用して社会課題を解決するNbS（Nature-based Solutions: 自然を活用した解決策）やグリーンインフラへの関心が高まっている。

[水質浄化機能をもつ干潟]



#### 文化的サービス

自然や生きものに触れることにより得られる芸術的・文化的なひらめき、教育的効果、心身の安らぎなど、我々の精神を豊かにする機能

### 基盤サービス

光合成による酸素生成、土壌形成、栄養循環、水循環等、自然の物質循環を基礎として全ての生命の生存基盤となり、他の生態系サービスを支える機能

[全ての生命の基盤となる生物多様性の恵み]



### 生物多様性をめぐる動向

#### 新たな世界目標の策定動向

現在、新たな世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」について、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）での採択を目指し、検討が進められている。2021年10月に中国・昆明市にて開催された第一部では、生物多様性を回復への道筋に乗せること（ネイチャーポジティブ）などを強調した昆明宣言が採択された。2022年12月にカナダ・モントリオール市で開催される第二部において、ポスト2020生物多様性枠組が採択される予定となっている。国においても国際動向を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の検討が進められている。都は、こうした状況を見据え、2022年9月現在、生物多様性地域戦略改定の検討を進めている。

## 企業活動にも影響を与える生物多様性

金融界や民間企業においても、サプライチェーンを含めた生物多様性への配慮や回復を目指す動きが求められている。環境に負荷を与える企業は将来的に持続可能ではないという判断から投資が控えられ、持続可能な調達など環境に配慮する企業に投資が流れる傾向にある。

2021年6月には、国連開発計画（UNDP）など4機関が、企業による自然への依存度や影響を把握し開示する仕組みをつくる「自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosure、TNFD）」を立ち上げるなど、企業の自然資本に関する情報開示の取組が進んでいる。また、既に気候変動に関するSBTの設定等は進みつつあるが、自然に焦点を置いたSBTs for Nature (Science Based Targets for Nature)※1について、設定手法の開発が進められており、2022年にはガイダンスが一般公開される予定である。

※1 バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標

## 東京の生物多様性が抱える課題

生物多様性は、開発や気候変動などの4つの危機（直接要因）と、その背後にある社会経済状況（間接要因）の影響により、劣化が進んでいる。

### 直接的な要因

#### ■ 第1の危機（開発など人間活動による影響）

第1の危機とは、開発や乱獲、過剰利用による生きものの生息・生育地の減少、種の減少・絶滅のことをいう。開発による森林伐採、水田・畑地などの農地の減少、干潟・浅場の減少などは、東京の生物多様性に大きな影響を及ぼしてきた。

都は、区市町村と連携した公園や緑地の整備、農地や自然地の保全、民間の都市開発等におけるみどりの創出等、あらゆる機会を通じてみどりの量的な底上げと質の向上を図り、都内全体のみどりを増やす取組を推進している。2018年のみどり率は、前回調査（2013年）と比較して、「公園・緑地」で0.1ポイント増加したものの、全体では0.5ポイント減となり、長期的な減少傾向は継続している。

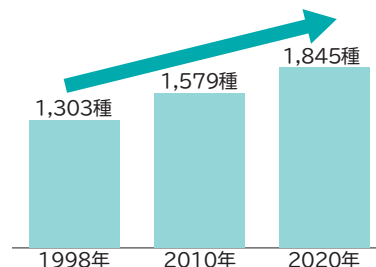
### 〔東京のみどり率の推移〕

| 区分  | 調査年           | みどり率（用途別） |      |          |          | みどり率合計 |
|-----|---------------|-----------|------|----------|----------|--------|
|     |               | 公園・緑地     | 農用地  | 水面・河川・水路 | 樹林・原野・草地 |        |
| 都全域 | 2013年参考値      | 3.8%      | 3.7% | 2.6%     | 42.9%    | 53.0%  |
|     | 2018年         | 3.9%      | 3.4% | 2.6%     | 42.6%    | 52.5%  |
|     | 2013年-2018年変化 | 0.1       | -0.3 | 0        | -0.3     | -0.5   |
| 区部  | 2013年参考値      | 5.6%      | 1.0% | 4.5%     | 13.3%    | 24.5%  |
|     | 2018年         | 5.7%      | 0.9% | 4.5%     | 13.0%    | 24.2%  |
|     | 2013年-2018年変化 | 0.1       | -0.1 | 0        | -0.3     | -0.3   |
| 多摩部 | 2013年参考値      | 2.8%      | 5.1% | 1.5%     | 59.0%    | 68.4%  |
|     | 2018年         | 2.9%      | 4.7% | 1.5%     | 58.7%    | 67.8%  |
|     | 2013年-2018年変化 | 0.1       | -0.4 | 0        | -0.3     | -0.6   |

そして、希少野生動植物の生息・生育環境の改変、個体の過剰採取・盗掘などは現在も続いている。

都が2021年に公表した「東京都の保護上重要な野生生物種—東京都レッドリスト（本土部）2020年版—」では、都内本土部において、過去20年間でレッドリスト掲載種が約4割増加している。また、直近の10年間で、植物や昆虫を中心に新たに80種が絶滅種に加わった。

### 〔本土部レッドリスト掲載種数の推移〕

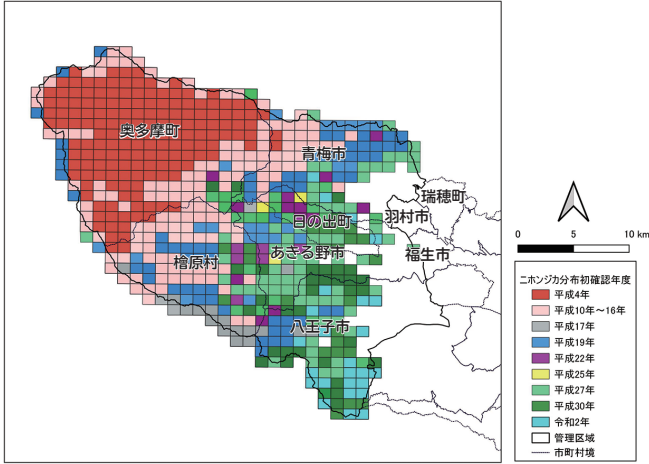


#### ■ 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による影響）

第2の危機とは、自然に対する働きかけの減少により自然の質が低下することをいう。例えば、雑木林の管理放棄が進み、落葉樹林がうっそうとした常緑樹林に置き換わることで、明るい林床を好む植物や昆虫類が減少している。また、狩猟者の減少等により野生動物が増加し、農作物や樹木の食害などがみられる。

特にニホンジカによって、樹木、高山植物等が過剰に食べられることで、希少な高山植物の減少、生きものの生息・生育環境の劣化、土砂災害緩和機能の低下等の深刻な問題が生じている。都は、市町村と連携してニホンジカの対策を進めているものの、シカの分布域は東や南へと拡大し、生息数は横ばい傾向にある。都は、2022年3月に東京都第二種シカ管理計画を改定し、更なる対策を進めている。

【東京におけるシカ分布確認域の拡大】



■ 第3の危機(人により持ち込まれたものによる影響)

第3の危機とは、国内外から外来種や化学物質などを人が持ち込むことによる影響のことをいう。外来種の持ち込みによる在来種の補食や生息・生育場所の奪取、在来種との交雑による遺伝的な汚染の発生による生態系への影響などが指摘されている。ヒアリ、アカカミアリなどは東京港などから輸入資材とともに侵入し、在来の生態系への影響だけでなく、人体に危険を及ぼすおそれがある。また、海外からの移入だけでなく、国内の別の地域から人の手で持ち込まれ、遺伝子汚染が生じることがある。

【天然記念物のオガサワラ  
タマムシを捕食する  
グリーンアノール】



©永野 裕

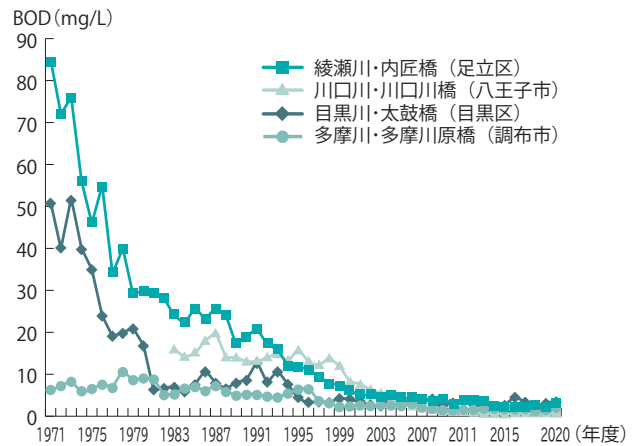
【アメリカザリガニ】



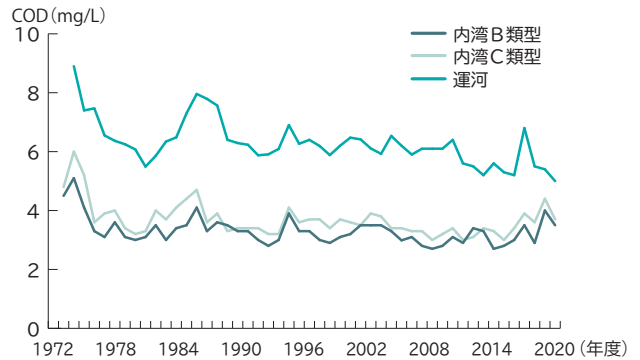
さらに、プラスチックごみの河川や海洋への流出による海洋生物への影響が出ているほか、農薬や化学肥料など化学物質の多用が昆虫や微生物に影響し、土壌や地下水等の劣化を招いている。

2020年度の河川及び東京都内湾の水質の状況を見ると、河川のBOD<sup>※2</sup>の環境基準は98%達成している。一方で、海域(東京都内湾)のCOD<sup>※3</sup>の環境基準は25%達成に留まっており、夏期を中心に赤潮や貧酸素水塊の発生が見られ、生きものの生息・生育環境としては好ましくない状況にある。

【河川のBODの経年変化(年度平均値)】



【東京湾のCODの経年変化(年度平均値)】



※2 生物化学的酸素要求量のこと、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標  
 ※3 化学的酸素要求量のこと、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標

■ 第4の危機(地球環境の変化による影響)

第4の危機とは、地球温暖化をはじめ、酸性雨やオゾン層破壊など地球環境の変化による影響のことをいう。地球温暖化による様々な気候変動が、生態系への直接的な影響に加え、作物生産量や漁獲量の減少など、供給サービスにも大きな影響を及ぼす。このまま地球温暖化が進行すると、気候変動に伴う影響は今後数十年で一層顕著になると予測されている。



### 間接的な要因

生物多様性の4つの危機（直接要因）が発生する背景には、「産業構造の変化」や「人々の自然に対する関心」、「消費と生産」といった人間活動に関わる要素、更にその根底にある人々の価値観や行動様式といった「間接要因」が複雑に絡んでいる。

生物多様性に関する問題を解決するためには、直接要因への対策を行うだけでなく、その背後にある間接要因、すなわち我々の社会、経済、暮らしのあり方を根本的に変えていく「社会変革」が必要である。

## 2050年のあるべき姿

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指していく。

そのため、次のとおり、生態系サービスごとのあるべき姿を示す。

#### ●供給サービス：都内外の自然資源を持続的に利用する都市

東京産の生産物が地産地消による東京ブランドとして持続的に消費され、東京の自然が持続的に利用されるとともに、都外からの食料や商品・材料の購入に当たっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が成立している

#### ●調整サービス：自然の機能が発揮されたレジリエントな都市

緑地によるヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透・雨水貯留などによる洪水被害の軽減など、自然が有する機能が十分に発揮されたレジリエントな都市づくりが進んでいる

#### ●文化的サービス：自然の恵みにより生活を豊かにする都市

癒しや潤いをもたらす貴重な屋外空間などの資源として、身近なみどりを含む東京の自然が持続的に利用されるとともに、自然に根差した歴史・文化が継承され、生活を豊かにするものとして、東京の自然の価値が見直されている

#### ●基盤サービス：豊かな自然があふれ生きものと共生する都市

都心では生態系に配慮した緑地があふれ、郊外では自然が維持され、回復することで、生きものが戻るとともに、自然と共生する生活空間や職場環境が実現し、自然を基軸とする環境先進都市となっている

また、生態系サービスごとのあるべき姿に加え、大都市東京ならではのありべき姿を次に示す。

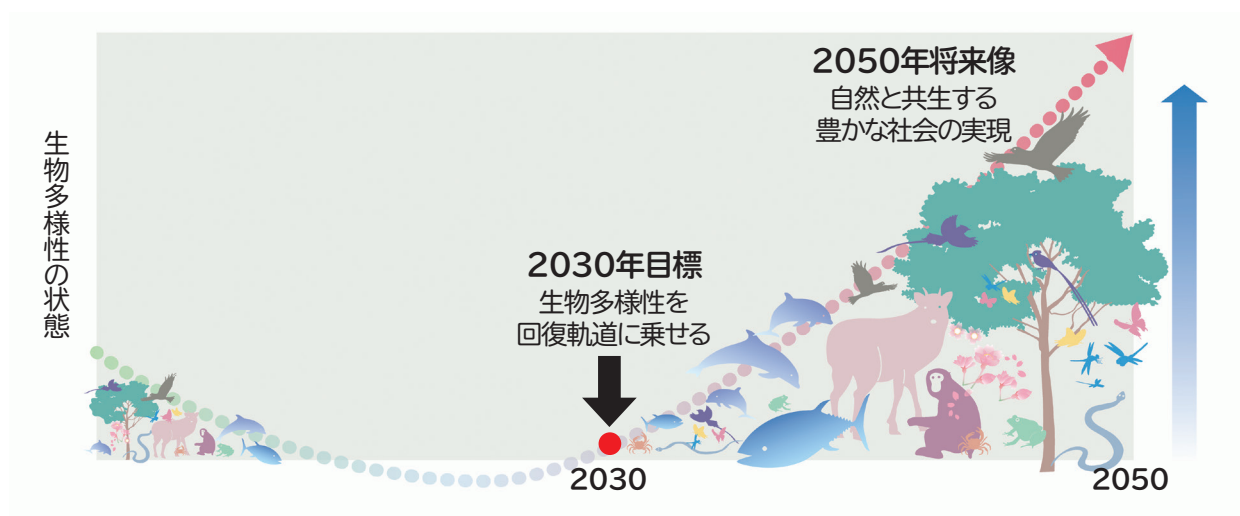
#### ●都内のあらゆる場所で生物多様性の保全と持続的な利用が進んでいる

#### ●都内だけでなく、日本全体・地球規模の生物多様性にも配慮した行動変容が進んでいる

## 2030年目標

- 自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる  
＝ ネイチャーポジティブの実現

[ネイチャーポジティブ実現のイメージ]



## 2030年に向けた3つの基本戦略

- 都民、事業者、民間団体、行政など様々な主体が連携・協働して、次の3つの基本戦略に基づく取組を進めていく。また、各戦略を着実に推進していくために、様々な主体が共に目指すことのできる目標を定める。

基本戦略Ⅰ 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

基本戦略Ⅱ 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

基本戦略Ⅲ 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

※ 生物多様性に係る施策展開については、2022年9月現在、策定を進めている東京都生物多様性地域戦略と整合を図る。

# 生物多様性の保全と回復を進め、 東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京は、開発や自然への働きかけの縮小などにより、生物多様性の拠点となる緑地などの断片化・縮小化が進み、多様な生きものの生息・生育環境が減少している。また、侵略的な外来種の影響により、希少種を含む在来種の捕食、在来種との競合・交雑、農作物への食害、人への危害なども発生している。

東京の自然の基礎的な情報を基に、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいく。

## 2030年目標

### ●生物多様性バージョンアップエリア10,000+ ※

2030年までに「自然地の保全管理」、「みどりの新たな確保」、「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上が図られるエリア＝「生物多様性バージョンアップエリア」10,000haの達成を行政として目指し、みどりの質の維持・向上とみどりの量の確保・拡大が図られている

※ OECD（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）など民間等の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体とともに目指すことのできる目標とする。

### ●新たな野生絶滅ZEROアクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための取組が様々な主体とともに実施されている

## 施策の方向性

### 地域の生態系や多様な生きものの 生息・生育環境の保全

#### 生物多様性の保全上重要な地域の保全及び拡大

東京都自然保護条例に基づく、保全地域の新規指定・公有化を進めるほか、レンジャーやボランティア団体等とも連携しながら、自然公園や保全地域、水道水源林などの都内の自然環境を適切に保全していく。特に、固有の生態系を有する島しょ部は、生物多様性の観点から重要な地域であるため、適切に保全していく。

〔横沢入里山保全地域〕



また、都立公園や海上公園の新規開園を進め、担保性のあるみどりを拡大するとともに、既存のみどりにおける

生物多様性の保全や民間等の取組と連携した自然環境保全を促進していく。

さらに、荒廃した人工林を間伐して針広混交林化を目指す取組や、鳥獣保護区の指定による野生鳥獣の生息場所の確保などにより、都内の生物多様性保全の基盤となる森林環境を確保していく。

加えて、自然公園区域における海域の拡張や海域公園地区の新規指定を国と連携しながら進めるとともに、干潟や藻場等の保全・創出、水生生物に配慮した海岸の保全整備などにより、海域における生きものの生息・生育環境を適切に保全していく。

〔間伐により適切に管理された森林〕



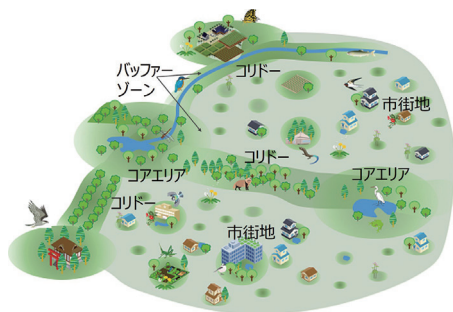
### エコロジカル・ネットワークの形成

公園・緑地、農地、河川、用水、街路樹、運河、崖線の緑などの整備・保全を進めるとともに、民間等の取組を促し、生きものの生息・生育環境のつながりを高め、分断化しているみどりのネットワーク化を促進していく。また、隣接する自治体とのみどりのつながりを大切にして、生物多様性の連続性を担保していく。

### 市街地における身近なみどりの保全・創出

多様な主体と連携し、屋敷林、雑木林、農地などの市街地におけるみどりの保全を進めていく。また、都市公園や街路樹、公共施設・住宅市街地等における地域に応じた在来種による緑化や水辺空間の創出など、限られた空間を活かして、生物多様性を高める工夫を進めるなど、身近なみどりの保全・創出を推進していく。

[エコロジカル・ネットワークと市街地内のみどりの質の向上]



さらに、河川、運河等において、堆積した汚泥のしゅんせつ等の対策を実施することで東京湾や河川における水質改善を図るとともに、水生生物の生息空間としての水辺環境の保全・改善に貢献していく。

[汚泥等しゅんせつ土量(2021~2030年度)(見込)]

(単位:千m<sup>3</sup>)

| 河川   |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 河川名  | しゅんせつ土量 | 河川名  | しゅんせつ土量 |
| 隅田川  | 543.8   | 中川   | 71.6    |
| 新河岸川 | 9.7     | 神田川  | 27.0    |
| 日本橋川 | 40.8    | 石神井川 | 5.2     |
| 新中川  | 6.4     | 目黒川  | 5.2     |
|      |         | 合計   | 709.7   |

| 東京港 |         |
|-----|---------|
| 地区名 | しゅんせつ土量 |
| 江東  | 160     |
| 芝浦  | 80      |
| 合計  | 240     |

### 開発時における生物多様性への配慮及び新たな緑の創出

条例に基づき、開発事業を適切に審査し、生物多様性への影響を回避・低減するとともに、地域に応じた在来種を植栽するなど生態系に配慮した緑化を促進していく。

行政が実施する公共工事や施設改修等では、生物多様性への影響を回避・低減するほか、積極的に生態系に配慮した緑地や水辺の創出に努める。また、都市開発諸制度を活用し、開発区域のほか、開発区域外における生きものの生息・生育空間の保全に資する取組を誘導していく。

### 希少な野生動植物の保全と外来種対策

#### 希少な野生動植物の保全

都内の野生動植物の最新情報を収集・把握するとともに、必要に応じて基礎調査を実施し、レッドリスト等を定期的に更新していく。希少な野生動植物が生息・生育する重要な自然地を保護地域として指定するほか、希少な野生動植物の保全や、絶滅のおそれがある種の域外保全による保護増殖などを実施していく。また、区市町村や市民協働による希少種の保全活動の推進や、活動主体間の連携を促進するため、技術支援や人材育成等を行っていく。

[オガサワラカワラヒワ]



#### 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策の推進

外来種の拡大を防ぐため、最新の被害や生息状況を反映した効果的な対策を実施していく。生態系や人の生命・身体に影響を及ぼす侵略的外来種は捕獲などにより被害の低減を進めていくほか、各種事業で植栽を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないよう配慮していく。区市町村や市民協働による外来種対策が促進されるよう、NPOや専門家等と連携・協働し、対策に携わる人材育成や効果的な防除技術の普及啓発を行っていく。

外来種の侵入に対して脆弱な、固有の生態系を有している島しょ部や、池沼等の閉鎖水域では、水際対策など侵入の早期発見に努め、被害の防止を推進していく。

また、ペットを遺棄しないよう、動物の適切な飼養について普及啓発を実施していく。



## 人と野生動物との適切な関係の構築

### 野生動物の保護管理及び人と野生動物との共存

都民に被害をもたらす鳥獣等を除き、野生復帰を図ることを目的として、傷病鳥獣の救護を実施していく。また、農林水産物や生活環境への被害対策として野生動物の捕獲を行うとともに、生態系等への影響が著しい野生動物には、個体数管理として捕獲、又は人との棲み分けを図る保護を実施していく。さらに、最新動向の把握やモニタリング調査等を実施し、対策に反映していく。

加えて、人獣共通感染症に係るサーベイランスを実施し、感染症の発生状況の把握に努める。

## 自然環境情報の収集・保管・発信

### 都内の野生動植物や生態系に関する

### 情報の収集・保管・発信

各主体と連携し、都内の生きものや自然環境の基礎調査を実施するなど、自然環境情報の収集・保管・発信を強化し、保全策等の推進に努める。また、指標となる種などを中心に定期的なモニタリング調査を継続的に実施し、地域ごとの自然環境の変化を長期的に把握するとともに、広く情報の共有を行っていく。さらに、都内の自然環境情報の一元化に努め、それら自然環境情報を基に、デジタルを活用したコンテンツにより東京の自然の魅力を発信する機能を持つ拠点の整備を検討していく。

## Column

# 保全地域を保全・活用していく

良好な自然や歴史的遺産と一体になった樹林などを、都民の大切な財産として未永く残していくため、都は「保全地域」を指定しています。

1974年の野火止用水の指定を皮切りに、2022年7月末現在、東京都の台地部から丘陵地、山地にかけて計50地域約760haを指定しています。また、2050年度までに100ha程度を保全地域として新たに指定・公有化する目標を掲げ、取組を進めています。

〔野火止用水歴史環境保全地域（1974年指定）〕



〔八王子滝山里山保全地域（2013年指定）〕



保全地域は生物多様性豊かな自然を有していますが、その価値や魅力を伝えきれていないということが課題です。また、保全地域はボランティア団体の活動により支えられており、今後ボランティア人口の減少が予想される中で、担い手の確保も課題となっています。

こうした中、都は、保全地域の価値・魅力を一層向上させる総合的プランとして「保全地域の保全・活用プラン」の策定を進めています。

今後、保全地域の新規指定に加え、既に指定された各保全地域の特性を踏まえた管理の推進、より若い世代へのボランティア活動参画へのアクションなどを積極的に行っていきます。

〔子供たちの環境学習の機会〕



# 生物多様性の恵みを持続的に利用し、 自然の機能を都民生活の向上にいかす

森林や緑地などの自然環境は、生きものの生息・生育環境であるだけでなく、土砂災害の防止や水源のかん養、二酸化炭素の吸収、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化など、我々の生活に様々な恵みを与えてくれている。

一方で、森林の管理不足、里地里山の荒廃、樹林や農地の減少などに伴う保水・浸透機能の低下により土砂災害や洪水のリスクが高まるなど、自然による様々な多面的機能が減少している。

都民生活の向上のために、都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然環境が有する機能を、防災・減災などの様々な社会課題の解決に活用していく。

## 2030年目標

### ●Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した様々な解決策（NbS）となる取組が、行政・事業者・民間団体などの各主体において推進されている

## 施策の方向性

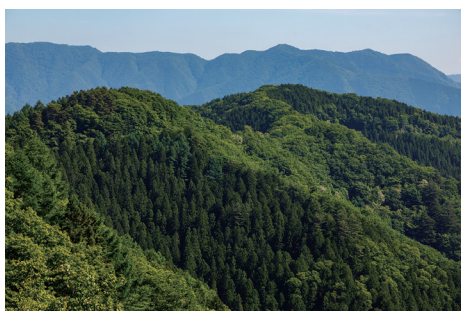
### 東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）

#### 持続可能な森づくりと木材の地産地消の推進

森林整備の担い手となる林業従事者の確保・育成や多摩産材の利用拡大を図ることなどにより、水源かん養など公益的機能を発揮する持続可能な森林循環を確立していく。また、公共施設や公共工事において率先的に多摩産材を利用するとともに、住宅整備などの機会を捉えて多摩産材をはじめとした国産木材の活用を促進していく。

多摩川上流域において、その全域を見据えた森林の育成・管理により、安定した河川流量の確保や小河内貯水池の保全、生物多様性の保全などに貢献し、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく。

[多摩地域の豊かな森林]



### 農地の保全と生物多様性に配慮した農業の推進

生産緑地の保全や市民農園など多様な目的に応じた農園の整備などにより、市街地に残された農地や農的空間の保全・活用を図るとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・育成を促進していく。また、都内地元農産物の価値を高め、地産地消を促進していく。

化学的に合成された農薬や化学肥料の使用量を減らす環境保全型農業に取り組む生産者を支援し、生物多様性に配慮した農産物の生産を促進していく。また、民間団体等と連携し、放棄された谷戸田を復活耕作することで、水田を生きものの生息・生育環境として保全していく。

### 持続可能な都内水産資源の管理

キンメダイなど主要魚種の資源管理を推進するため、調査・評価の充実を図るとともに、資源管理に取り組む漁業者の取組をバックアップしていく。在来魚を食べるカワウの防除や外来種の駆除、漁場環境を保全するための河川や海岸での清掃活動などの取組を推進していく。また、企業や消費者が資源や環境に配慮した水産物の選択的消費ができるよう、MELやMSCなどの水産エコラベル<sup>※1</sup>の普及を推進していく。

※1 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示する仕組み。日本のマリン・エコラベル・ジャパン協議会が運営する「MEL認証」や英国に本部を置くMSC (Marine Stewardship Council) が運営する「MSC認証」などがある。

## 防災・減災等につながる自然の機能の活用 (調整サービス)

### 防災・減災等に寄与するグリーンインフラの推進

多摩の森林や水源林等における間伐・枝打ち、里地里山における谷戸環境の保全等を進め、土砂流出の防止、水源かん養による洪水リスクの軽減、生物多様性の向上に貢献していく。また、公園・緑地や農地等を適切に保全・管理するとともに、レインガーデン<sup>※2</sup>の整備や建築物等の敷地において雨水浸透の取組を促進することで、雨水浸透・雨水貯留機能の向上やヒートアイランド現象の緩和・暑さ対策を推進していく。さらに、法律及び条例に基づく規制により、地盤沈下の抑制を図るとともに、科学的データの収集蓄積及び実態把握を着実に推進することで、持続可能な地下水の保全と利用を図っていく。

※2 周囲に降った雨水を集めて地下に浸透させる植栽地のこと。

## 快適で楽しい生活につながる自然の活用 (文化的サービス)

### 地域の自然資源を活かした健康面・教育面などの効用促進

自然公園、保全地域等の適切な維持管理や自然に親しむ多様なにぎわいの場となる公園・緑地、市民農園等を整備・管理することにより、日常の中に身近に自然を感じることができ、都民の健康増進や子供の非認知能力の向上など健康面・教育面にも寄与する快適で質の高い生活環境を創出していく。また、島しょ部におけるエコツーリズムの推進など、生物多様性に配慮した観光の振興を図るとともに、地域固有の魅力や地域の自然に根付く文化の普及を進めていく。

### 地域の自然資源を活かした歴史・文化の保全・継承

伝統的な農法などを用いて、谷戸田、雑木林、ため池などを保全し、里地里山の美しい景観や歴史・文化、豊かな生態系を保全・継承していく。また、東京の伝統的な食文化について普及啓発することで次世代に継承していく。

農地や屋敷林がまともに残る農のある風景や歴史遺産と一体となった自然を保全していく。また、文化財指定されている天然記念物等を適切に保護・管理していくとともに、地域の自然と結びついた歴史・文化を継承していく。

## Column

# 東京で進むグリーンインフラの取組

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことで、都内でも優れた事例が増えています。

[Marunouchi Street Park  
(屋外空間の活用・情報発信)]

道路空間に天然芝を敷設することで、緑の多機能性が都市の快適性の向上に大きく貢献



[深大寺ガーデン(住宅等の整備)]

生産緑地が多く残る地域において、レインガーデンや都市型農園などを、住宅・レストランと一体的に整備



[シャレール荻窪(団地の建替え)]

建替えに当たり、緑のネットワークの形成や生物多様性の継承、風の通り道の確保等を実現



[としまどりの防災公園(公園の整備)]

防災拠点及びまちづくりの核として、緑空間の持つ多機能性を最大限に引き出す公園整備等を実施



(出典) UR PRESS vol.63



# 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

東京における生物多様性への理解や関心、認知度は依然として低いままである。生物多様性の保全と回復を進め、その恵みを持続的に利用するためには、都民をはじめとした各主体が、生物多様性の価値や今ある現状を正しく認識し、理解と関心を深めていくことが重要である。また、生産から消費に至るまでのサプライチェーンのグローバル化により、地域における経済活動・消費行動が、国内だけでなく世界の生物多様性に間接的な影響を及ぼしている。

都民一人ひとりが、生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることができるようにすることで、あらゆる主体の行動を、都内の課題だけでなく、日本全体更には地球規模の課題にも対応したものに変わっていく。

## 2030年目標

### ●生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

生物多様性の保全と持続可能な利用のため、生物多様性の危機を自分事として捉え、都民や、事業者・民間団体等、都内で活動するあらゆる主体の行動が生物多様性に配慮・貢献したものに変わっている

## 施策の方向性

### 生物多様性の理解促進

#### あらゆる主体における生物多様性の理解の促進

区市町村における生物多様性地域戦略の策定・改定を推進していく。また、関係者間の連携・協力を促進し、必要な情報の提供、助言を行う機能を持つ拠点の整備を検討していく。

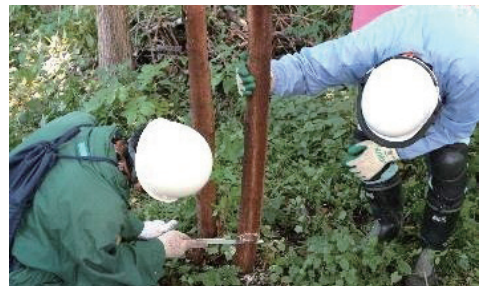
さらに、インターネットや関連施設等を活用して生物多様性に関する普及啓発を推進するとともに、都の様々な分野の施策や計画を生物多様性に配慮したものとするすることで、都民生活や経済活動における生物多様性の理解を深めていく。

〔生物多様性に関するシンポジウム〕



加えて、都内で気軽に生きもの観察、自然体験、農業体験等ができる場所やイベントの普及啓発を積極的に行っていく。また、自然地における特定の場所や登山道等に利用者が集中し過ぎないように、東京の多様な自然の魅力を発信するとともに、自然公園、都立公園などの利用ルールの普及啓発を推進していく。

〔環境人材の育成〕



### 生物多様性を支える人材育成

#### 自然環境分野における環境教育・人材育成の促進

都内の様々な自然地や生物多様性について学ぶことのできる拠点施設などを活用し、自然環境教育や自然体験活動を促進していく。また、緑のボランティアや自然ガイドなど、東京の自然を守り持続的に利用する人材の育成を進めるとともに、都内の農林水産業や自然に根差した伝統工芸などの担い手の確保・育成を促進していく。

〔里山保全地域での稲の脱穀体験活動〕





## 都内だけでなく地球環境にも 配慮・貢献する行動変容

### 経済活動や消費行動における生物多様性への配慮

グリーン購入等の推進により環境への負荷を低減するとともに、環境認証商品や生物多様性に配慮した商品の普及を促進していく。また、生物多様性の保全にもつながるグリーンファイナンスを促進していく。

### 資源循環促進による生物多様性への貢献

持続可能な資源利用の実現を目指し、東京における持続可能な「消費・生産」について検討し、その実現に向けた施策を実施していく。また、プラスチックごみや食品ロスの削減による地球規模の生物多様性への負荷軽減に向けた対策を実施していく。

## 気候変動対策と生物多様性保全の同時解決

2050年までに世界のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、2030年までに都内温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」に向けた施策を推進していく。また、気候変動対策と生物多様性保全の連関を踏まえ、両課題の解決に貢献する各種施策を推進していく。

〔海洋プラスチックごみ〕



## Column

# 民間との協働による環境体験学習

東京都には、生物多様性に関連した環境教育や自然体験活動を行う拠点多くあります。

自然公園（国立公園、国定公園、都立自然公園）では、ビジターセンターの解説員等と協力・連携の下、ボランティアによる自然教室や利用案内などの活動も行っています。

保全地域では、身近な里山における森の手入れ、クラフト体験、稲刈り体験などを行う里山保全活動の体験プログラム「里山へGO！」を行っています。

また、大学と協定を結び、大学生に緑地保全活動に参加する機会を提供する東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施しています。

企業等においても、様々な取組が行われています。例えば、（一財）セブン-イレブン記念財団は、都との協働事業として「高尾の森自然学校」を運営し、一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを開催するなど、生物多様性を守り、地域の自然、歴史、文化などを次世代に継承していく人材を育てる取組を進めています。

〔高尾ビジターセンター（利用者への解説）〕



〔Webサイト「里山へGO！」〕



〔高尾の森自然学校（生きもの観察）〕



